

資料 1 - 3

府中市学校教育プラン検討協議会の会議の公開について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合等については、会議終了後に回収する。

3 傍聴者数の制限等

傍聴者数は、おおむね5人程度とした上で、会議室の広さに応じて、会議ごとに決定する。

4 会議開催の広報（傍聴希望の受付）

会議の開催に際しては、次の例のとおり日程や会場等を市報に掲載して周知を図り、事前に傍聴希望の申込みを受け付ける。

（例）

会議名	日時	会場	定員	傍聴の申込み
学校教育プラン検討協議会	●月●日 (●) 午後●	市役所4階会議室	先着5人	前日までに教育総務課 (電話042-335-4424)へ

5 会議当日の傍聴者の入室について

傍聴希望者は、名簿に必要事項を記入し、別紙の諸注意を確認した上で、事務局職員が指定する場所で待機する。会議の開催に当たり、本協議会において傍聴の許可が出た後に、事務局職員の案内により入室する。

6 会議録の作成及び公開

会議が開催された後は、発言者の氏名は記載せず、要点記録の会議録を作成し、本協議会（基本的には次回の会議）において内容の了承がなされた上で、公開の手続を行う。

【公開場所】

市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、
府中市ホームページ

【会議録の内容】

会議名、開催回数、開催日時、開催場所、出席者（委員・事務局）、
傍聴人数、会議内容

別紙（資料1－3）

府中市学校教育プラン検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 名簿に住所、氏名を記入して、事務局職員が指定する場所でお待ちください。協議会において傍聴の許可が出た後に、入室についてご案内します。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしないこと
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと
 - (3) 写真、動画等の撮影や録音をしないこと
- 4 前条の規定に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。